

伊東市民体育センターにおける大会・イベント等の開催に関する

ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民体育センターで大会・イベント[※]等を開催する場合は、次のとおり、主催者に対して感染防止対策の実施をお願いしております。

施設の利用につきましては、内容を確認のうえ遵守していただきますようお願いいたします。
※「大会・イベント」とは、特定の主催者、主催団体が開催し、参加選手以外に運営スタッフや関係者等が発生する事業を指します。

1 開催における条件について

- 原則として参加者の在住エリアは問わない。
ただし、直近で感染爆発が発生している地域からの参加者については参加を見合わせていただくとともに、国・県・市の判断による自粛要請等の発出の際はその指針に従うこと。
- 原則、観客は最小限とし、選手・監督・運営スタッフ・引率者等を含む利用者数を最小限にすること。
- 体育室内において、選手・運営スタッフ・関係者・観客等が一度に利用できる人数は概ね150人以下とする。一度に体育室内を利用する合計人数が150人を超える場合は、卓球室・多目的室・屋外等に待機するなど、密を避ける対策を講じること。
- 利用日の概ね1週間前までに、必要事項を掲載した大会開催計画書等を提出すること。
- 主催者は、当日の参加団体及び関係者等の来場者全員の利用者名簿を作成し、当該大会・イベントで感染症の発症が確認された時は、速やかに利用者名簿を提出すること。また、主催者の責任で事前周知と取りまとめを行うこと。
- 参加者が利用後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または検査を受けた場合は、速やかに伊東市教育委員会生涯学習課〈Tel0557-32-1964〉および伊東市振興公社〈Tel0557-37-7135〉に報告すること。

2 事業計画書の確認事項

- ①基本事項（日時・主催者情報等）
- ②参加者、スタッフ、来場者の体調管理について
 - 体調不良者は施設を利用しないこと（主催者の責任をもって管理・監督すること）。
 - 当日の検温を、参加者及び来場者に対しても実施できる体制を施設管理者と協議のうえ主催者が準備すること（想定していない来場者の対応を含む）。
 - 感染症が発生した際に速やかに接触者の特定が行われるよう、各参加者と来場者から氏名を収集すること。
- ③3密回避のため、参加者・スタッフ・来場者の待機場所を明確にすること。
- ④常時換気が困難な場合は、概ね1時間ごとに換気を行う時間を設けること。
- ⑤大会およびイベント開催中に、適宜感染予防対策遵守徹底のアナウンスをすること。
- ⑥事業のタイムスケジュールについて明記すること（添付資料も可）。
- ⑦消毒に必要な物品については、主催者が手配すること（備品用消毒液は施設で用意します）。
参加者・スタッフ・来場者が感染予防できるよう、手指や器具の消毒について、施設管理者と協議のうえ、事業計画にて示すこと。

3 その他

- 本ガイドライン及びチェックリストに明記している項目の他、各施設で定める利用ルールに従うこと。
- 各競技種目の上位団体が個別に策定しているガイドラインがある場合は、それらをふまえたうえで実施すること。
- 国（厚生労働省・スポーツ庁等）及び県の対処方針や、市の感染拡大予防ガイドラインが修正された場合は、本ガイドラインを最新の内容に更新する。
- 本ガイドラインに記載のない事項については、施設管理者および大会主催者と協議のうえ決定するものとする。